

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		宅地の所有者及び借地権者の同意申請
根拠法令及び条項		土地区画整理法第51条の7
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第51条の7の規定による。</p> <p>(借地権の申告)</p> <p>第51条の7 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前条」とあるのは、「第51条の6」と読み替えるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)